

○財務省告示第二百八十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和三年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和二年十一月三十日

年〇・五パーセント

財務大臣 麻生 太郎